

## 中学生にも「子ども医療費受給者証」を交付します

市内の医療機関などで平成28年4月から使用できる新たな「子ども医療費受給者証」を、現在の小学6年生と中学1・2年生に交付します。

### 還付手続が不要となります

これまで中学生が入院及び通院した場合には、医療機関などに医療費を支払った後、市役所で還付の申請を行っていただく必要がありました。が、市内の医療機関などで受診、薬を受け取る場合はこの受給者証を提示することにより、市役所で申請手続きをしていただく必要がなくなります（他の公費負担医療で通院する場合を除く）。

### 3月中に受給者証を郵送します

対象者には3月中に新しい医療費受給者証を郵送しますが、一部の方は事前に交付申請書の提出が必要となります。3月中に受給者証または申請書が届かない場合は、国保年金課までご連絡ください。

### 留意事項

◇障がい者医療、母子・父子家庭医療の助成を受けることができる方、生活保護受給中の方、児童・障がい者相談センターの医療券により医療を受けられる方については、子ども医療費受給者証は交付しません。

◇市外の医療機関などに入・通院する場合や他の公費負担医療で通院

する場合は、新しい子ども医療費受給者証は使用できませんので、これまでどおり市役所で還付申請を行ってください。

### 問い合わせ

国保年金課 医療福祉担当

☎0652

## 「はんだっこプレイランド」の開館時間を変更します

乳幼児の生活リズムを大切に、健やかな成長のために、子育て支援センター「はんだっこ」の「プレイランド」の開館時間を変更します。なお、一時預かりについては、時間の変更はありません。

### 変更日

4月1日(金)

### 変更内容（開館時間）

【現在】 9時～19時

【変更後】 9時30分～18時

### 問い合わせ

子育て支援センター「はんだっこ」

☎4188

## 男女共同参画社会を推進する団体を応援します！ 平成28年度男女共同参画社会推進事業補助金

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、費用面で支援します。

### 対象団体

市内で男女共同参画の普及・啓発を行う市民活動団体、自治区、企業

### 対象事業（例）

講演会や講座の開催、広報紙の発行、啓発物品の制作

### 交付決定

申請の内容を審査し、5月下旬に結果を通知します。

### 申込み

3月7日(月)～4月25日(月)に、指定の申請書を郵送(当日必着)または市民協働課へ

〒475-8666

半田市東洋町2-1

※申請書は、市民協働課及び市ホームページにあります。

### 問い合わせ

市民協働課 ☎0609

### 補助金額

対象事業	補助金の額	補助金交付事業例
大規模な啓発事業 (参加人数が概ね300名以上)	1事業につき 事業費の2分の1以内の額 (上限15万円)	・男女共同参画を推進するためのフォーラム、映画上映会 など
講座、セミナーなどの啓発事業	1事業につき 4万円 (上限)	・子育て支援講座 ・介護に関する講座 ・男女共同参画推進セミナー ・健康づくりに関する講座 など
広報紙などの発行による啓発事業	1事業につき 2万円 (上限)	・DV根絶啓発パネルの作成 ・男女共同参画広報紙 など

※上記のほか、市が必要と認めた事業に対して、予算の範囲内で補助します。詳しくは、市民協働課へご相談ください。